

ふくしま 12 市町村移住支援交通費等補助金交付要綱 Q&A

(R3. 9. 21 時点)

新型コロナウイルス関係

Q. 政府の「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が出ている場合でも、12市町村で現地活動を行うことは可能か？

A. 緊急事態宣言区域である都道府県では、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請が行われています。また、まん延防止等重点措置区域である都道府県でも、日中も含めた不要不急の外出の自粛、外出する場合にも極力家族や普段行動を共にしている仲間と少人数で、混雑した場所や時間を避けて行動することなどについて協力の要請が行われています。

不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来については、極力控えるように促されていますので、政府方針に沿った対応へのご協力をお願いします。

【厚生労働省 HP 新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）】

[新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け） | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-announce/coronavirus-qanda.html)

第6条関係

Q. 申請者の生年月日及び居住地を証する書類とは？

A. 運転免許証や住民票等の写しになります。

Q. 振込口座は補助金申請者と別な名義でもよいか？

A. 補助金申請者と同一名義の口座となります。

Q. 交通費補助の1回とは？

A. 現地活動の回数になりますので、原則往復分になります。

なお、宿泊費補助は「泊」でカウントしますので、1回の現地活動で2泊し申請すると2泊分となります。

別表3

Q. 基準は都道府県単位なのか。

A. 都道府県単位になります。居住地されている都道府県で判断となります。

Q. 移住セミナーや市町村主催の移住ツアーや移住セミナーに参加し、その前後において個人で別表1②補助の条件に合う活動をした場合は補助の対象となるか。

A. 個人で補助の条件に合致する活動を行えば補助の対象となります。ただし、移住ツアーや移住セミナーへの参加に対して公的な補助金等が支給されるときは、対象となりません。また、移住ツアーや自治体の職員と話をし、個人で民間事業者等を訪問する内容では対象となりません。個人での現地活動において②補助の条件を満たす必要があります。